

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

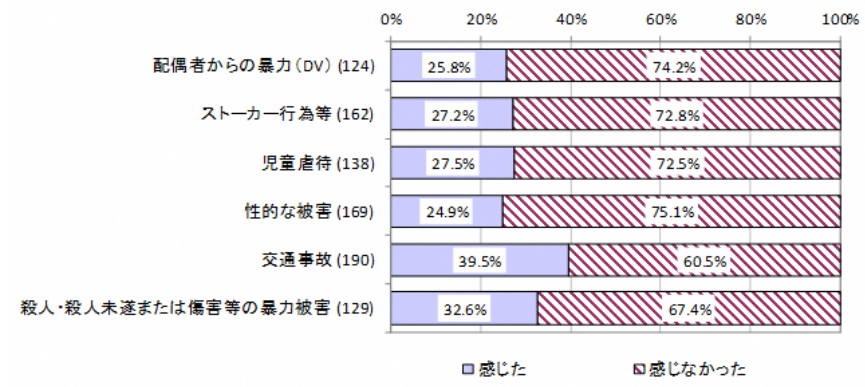


¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

【犯罪被害類型別の身体・精神的影響】

(ア) 犯罪被害類型別、身体上の問題の有無

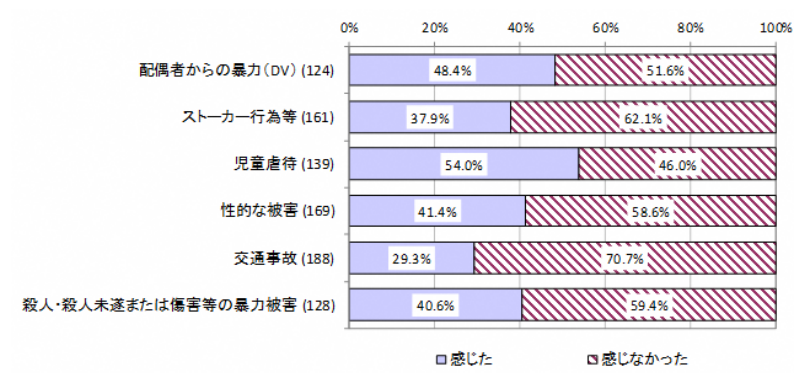
被害者等が、調査時点から、過去 30 日間になんらかの身体上の問題を感じたとする回答比率は、交通事故（39.5%）で最も高く、次いで殺人・傷害（32.6%）なっています。



(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(イ) 犯罪被害類型別、精神的な問題の有無

被害者等が、調査時点から、過去 30 日間になんらかの精神的な問題を感じたとする回答比率は、多くの類型で身体上の問題よりも高い数値を示しています。犯罪被害類型別には、児童虐待（54.0%）が最も高く、次いで DV（48.4%）、性的な被害（41.4%）となっています。



(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(ウ) 日常生活が行えなかったと感じた日数

被害者等が、調査時点から過去 1 年間の間に仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数は、犯罪被害者等（26.2 日）が一般対象者（7.5 日）の約 3.5 倍に達しており、犯罪等被害の与える影響の大きさがうかがえます。

回答者属性別、日常生活が行えなかったと感じた日数

回答者属性	平均日数
犯罪被害者等 (N=912)	26.2 日
一般 (N=779)	7.5 日

(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(2) 具体的に困難な状況

①心身の不調²

[直後]

全く予期できなかったことについては、人間は対処できません。あまりのショックで体も心も頭も動かず、その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ このときの犯罪被害者等は、あまりのショックに呆然とし、周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えることから、混乱していることがよく理解されないことがあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のお他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

[子ども]

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

²参考 : 武蔵野大学 人間科学部 小西聖子研究室 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ
(<http://victims-mental.umin.jp/>)

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような心身の反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

コラム 一犯罪被害者等にみられることのある深刻な精神状態及び精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような治療を要する深刻な精神状態や、精神疾患をきたす場合があります。

PTSD (Post-Traumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス障害)

文字どおり心的外傷（トラウマ）を受けるような体験をした人が、その体験が心の中に侵入していき、それを原因として発症する精神疾患のことで、

- ・ 事件等を思い出したり、その夢を見たりするなどその時の苦痛をたびたび再体験する
- ・ 事件等の現場に近づけないなど、事件等を思い出させる行為や状況を回避する
- ・ 感情が麻痺し、何事にも無気力・無関心になる
- ・ 常に緊張して眠れなかったり、びくびくしたりする状態が長時間にわたって続く

などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

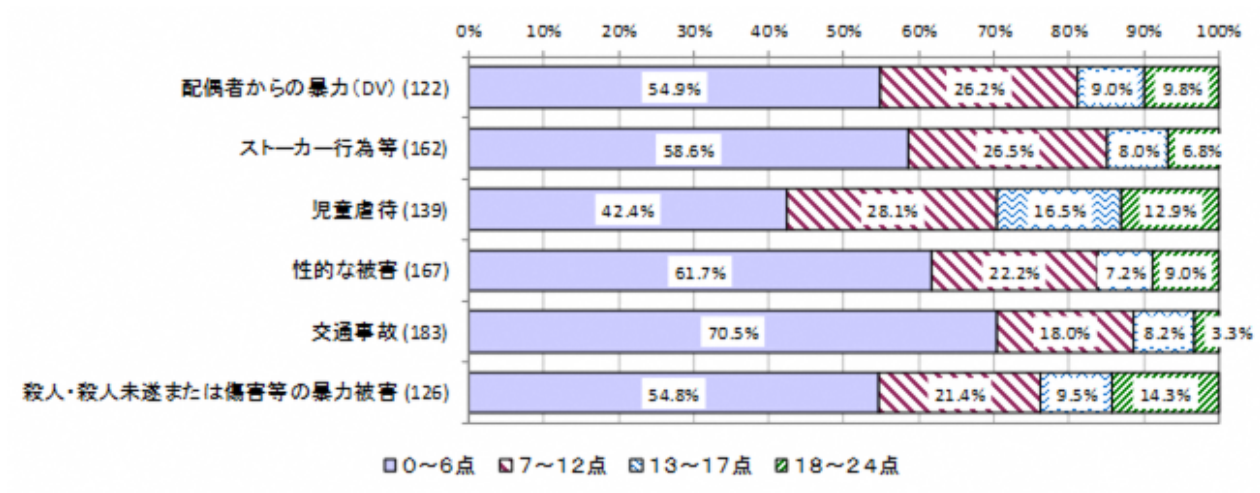
パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

【犯罪被害類型別に見た重症精神障害相当に相当する被害者等の状況】

精神健康状態に影響を及ぼす要因

重症精神障害相当（K6 の値が 13 点以上）の犯罪被害者等を犯罪被害類型別にみると、児童虐待（29.4%）で最も多く、次いで殺人・傷害（23.8%）、DV（18.8%）となっている。



※K6 とは：こころの健康を崩しているかを判断する指標。

6つの設問の合計値（合計 24）が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値 13 点 以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7～12 点では、軽度精神障害の可能性ありとされている。

本調査では、アンケート調査票の Q29 において、過去 30 日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「そわそわ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じた」、「何をするのも骨折りだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の 6 つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」=0、「少しだけ」=1、「ときどき」=2、「たいてい」=3、「いつも」=4 とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。

（平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から）

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ね

をすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害に伴う次のような理由のため、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、北海道厚生局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がその兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

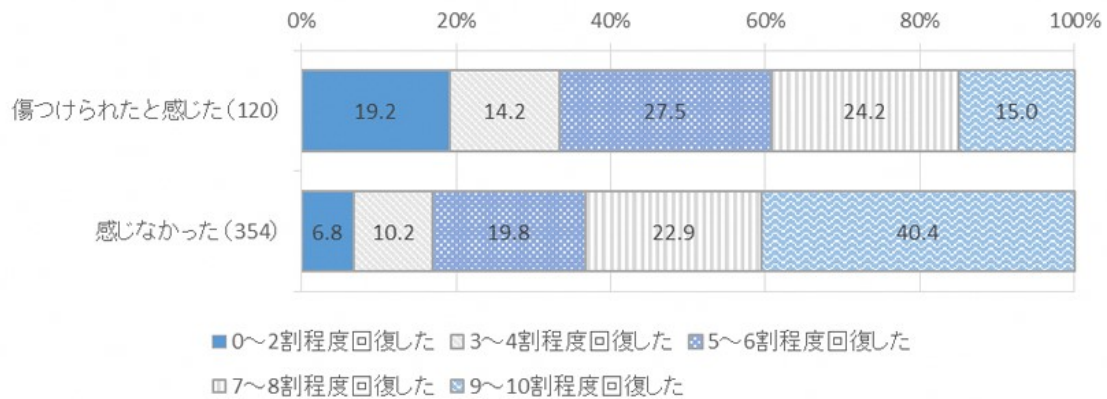
犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

<二次被害との関係>

事件後に関わった人々から傷つけられたと感じた人ほど、回復度が低い。二次被害が、回復を妨げている要因の一つであることがうかがえます。特に、家族・遺族から傷つけられたと感じた人が最も回復度が低く、身近な人からの二次被害の方が、回復を妨げる影響を与えていると考えられます。

加害者関係者による二次被害と回復状況の関係



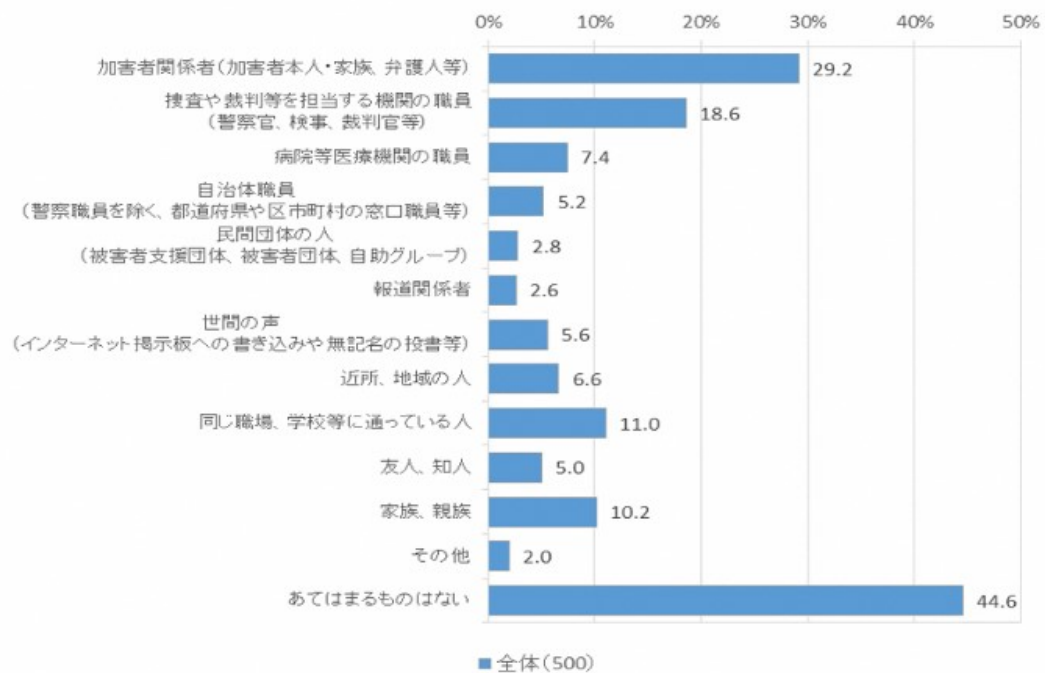
平成26年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

二次被害を受けた相手

事件後に、言動や態度によって気持ちが傷つけられたと感じた相手の割合



平成26年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。


「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤インターネット上の違法・有害情報に対する対応

インターネット上の誹謗中傷、その他トラブルの被害にあうことがあります。

【ネット上のトラブル・誹謗中傷に係る相談窓口についてのご案内】


- ・「違法・有害情報相談センター」（総務省）URL:<https://www.ihaho.jp> 

相談者自身で行う削除依頼の方法などをアドバイスします。

- ・みんなの人権 110 番（法務省）0570-003-110

削除依頼の方法のほか、事案に応じて法務局から、削除要請を行います。

- ・誹謗中傷ホットライン（セーフティーインターネット協会）

URL:<https://www.saferinternet.or.jp/bullying> 

インターネット上の誹謗中傷を受け、一定の基準に該当すると判断したものは、プロバイダーに連絡し、利用規約に沿った対応を促します。

⑥捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）


捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。（フラッシュバック）

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされる、などの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html> ) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁵。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

⑤刑事手続と民事手続

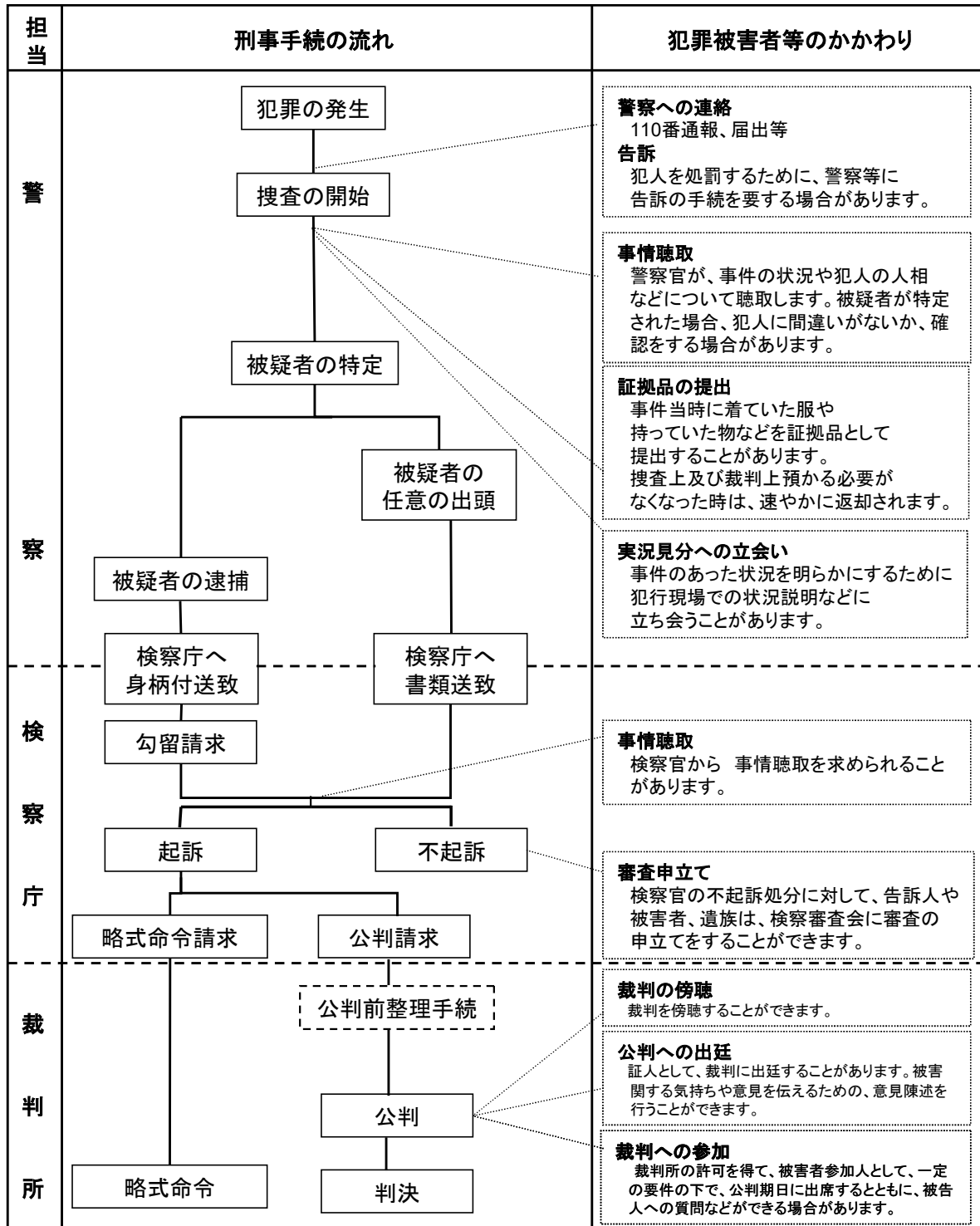
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

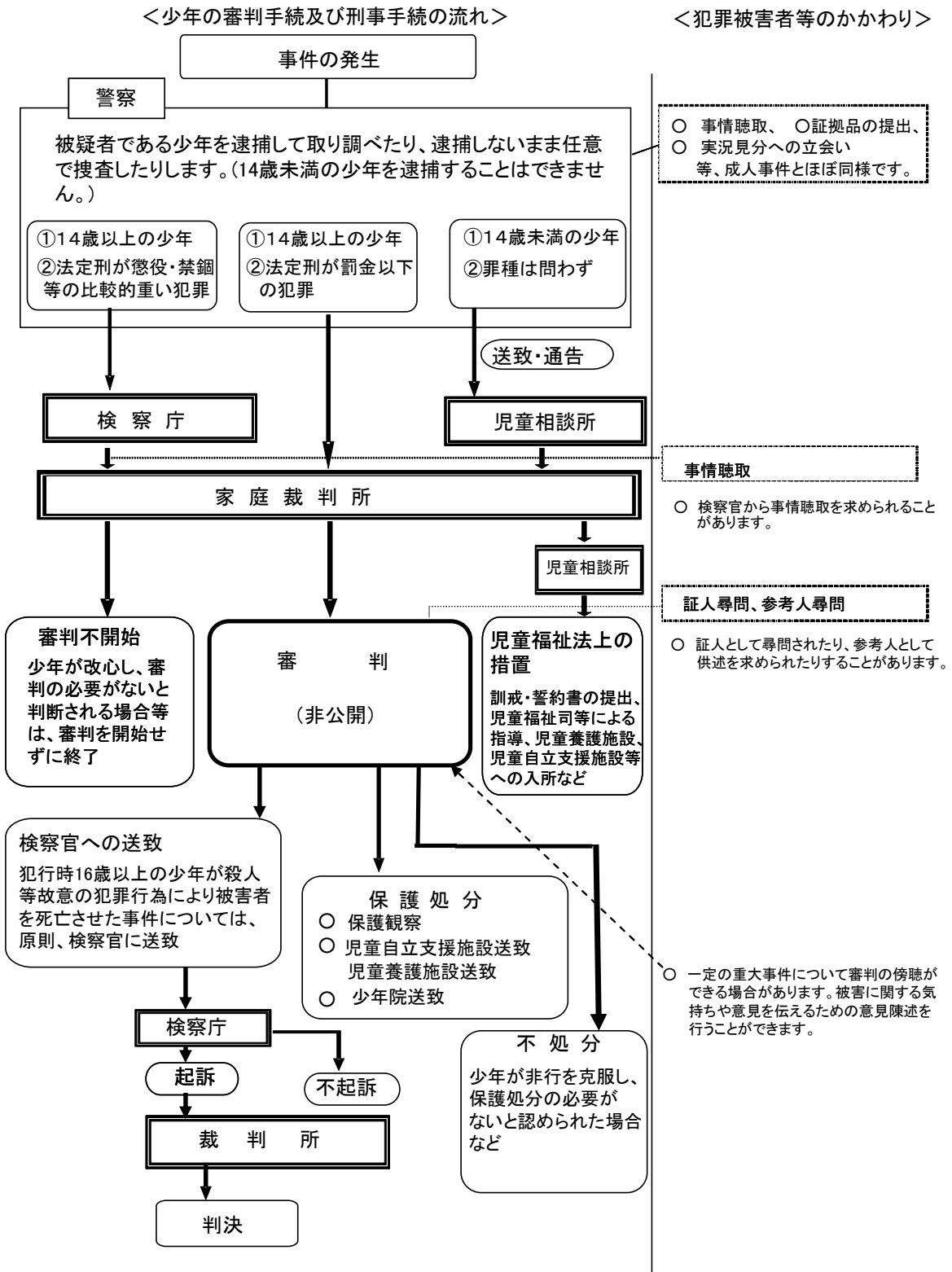
⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>

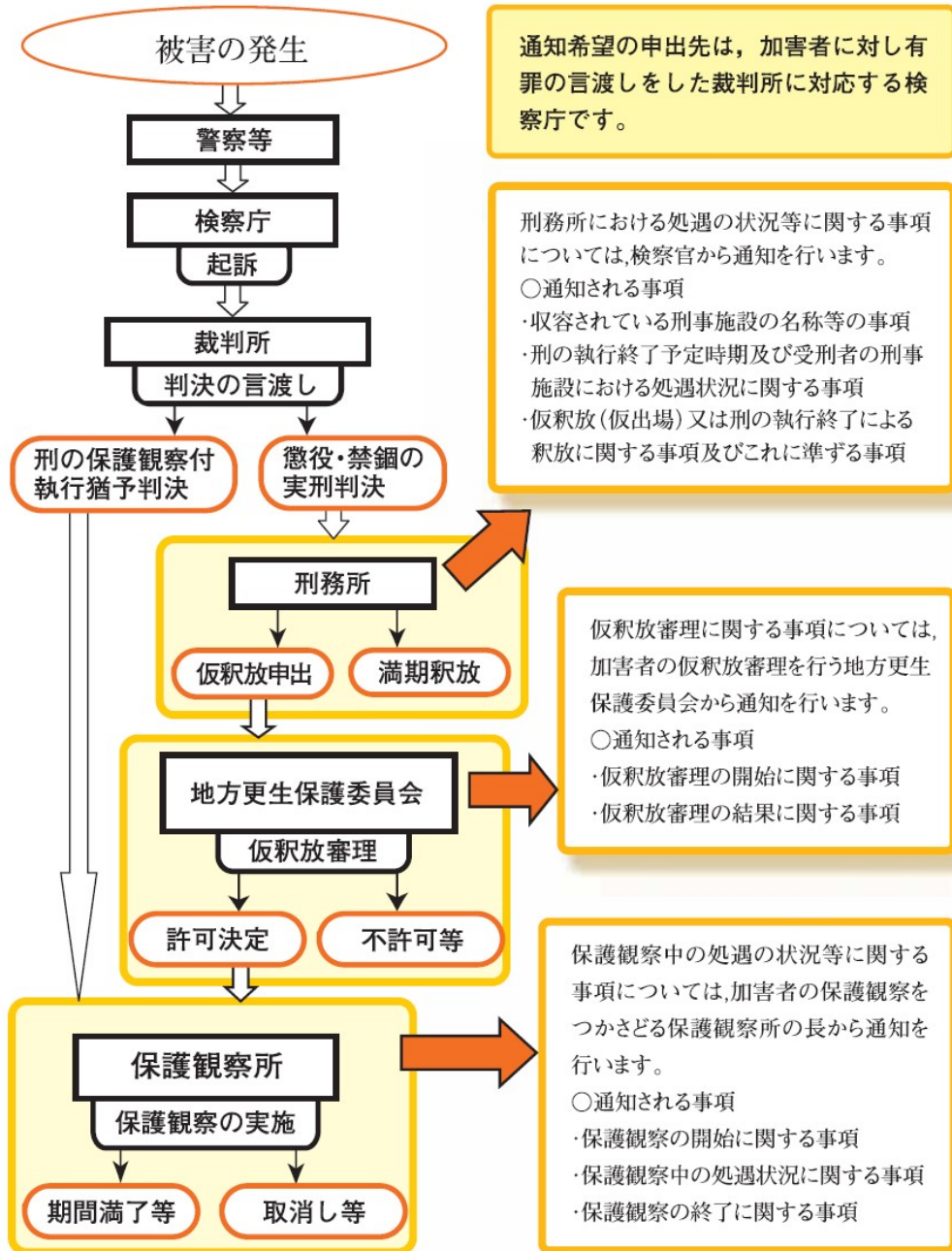


＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



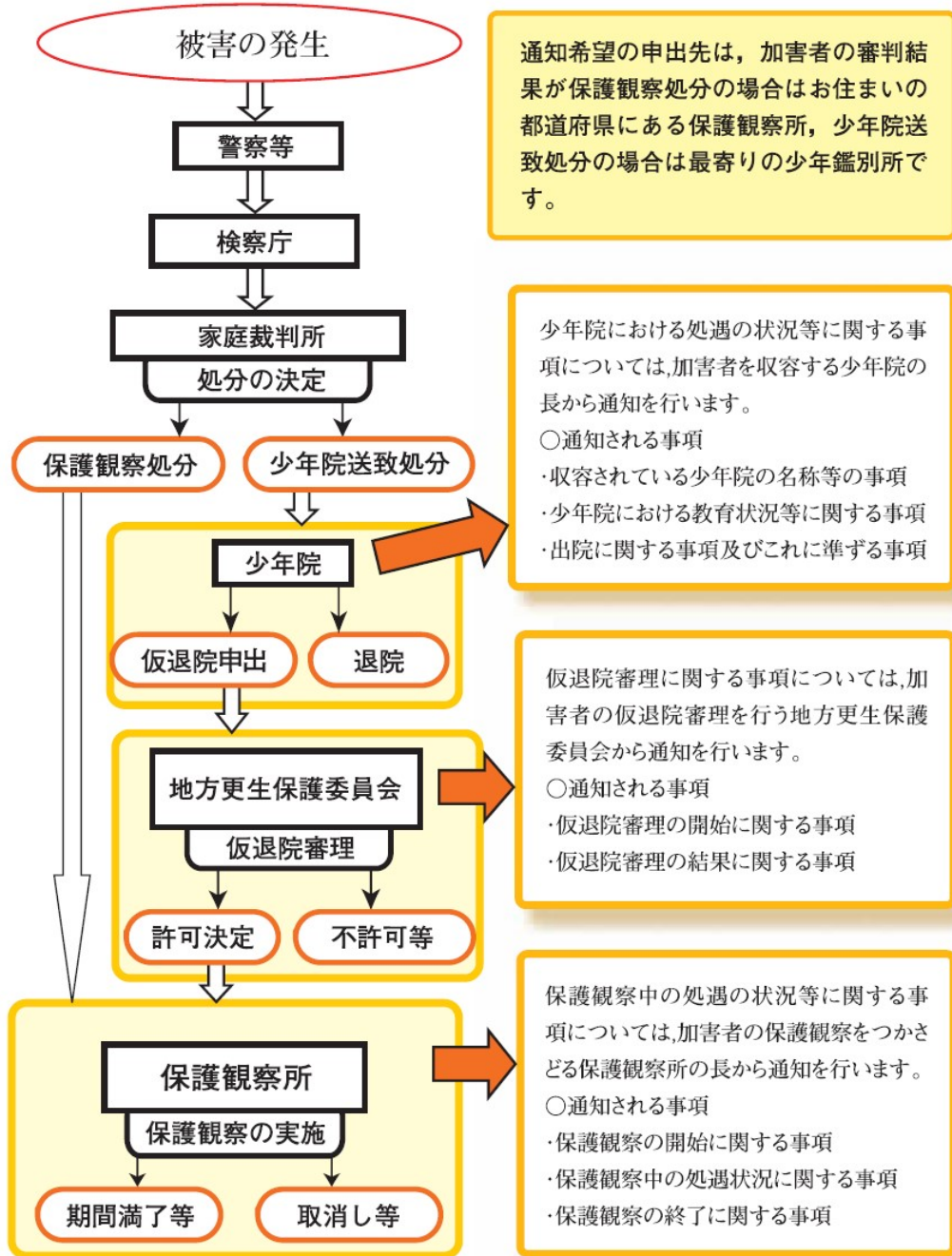
<被害者等通知制度の流れ>

加害者が刑事処分になった場合



<被害者等通知制度の流れ>

加害者が保護処分になった場合



通知希望の申出先は、加害者の審判結果が保護観察処分の場合はお住まいの都道府県にある保護観察所、少年院送致処分の場合は最寄りの少年鑑別所です。

少年院における処遇の状況等に関する事項については、加害者を収容する少年院の長から通知を行います。

○通知される事項

- ・収容されている少年院の名称等の事項
- ・少年院における教育状況等に関する事項
- ・出院に関する事項及びこれに準ずる事項

仮退院審理に関する事項については、加害者の仮退院審理を行う地方更生保護委員会から通知を行います。

○通知される事項

- ・仮退院審理の開始に関する事項
- ・仮退院審理の結果に関する事項

保護観察中の処遇の状況等に関する事項については、加害者の保護観察をつかさどる保護観察所の長から通知を行います。

○通知される事項

- ・保護観察の開始に関する事項
- ・保護観察中の処遇状況に関する事項
- ・保護観察の終了に関する事項

< 民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり >

